**山鹿市e-スポーツ推進事業業務委託に係るプロポーザル実施要領**

　山鹿市（以下、「本市」という。）が実施する山鹿市e-スポーツ推進事業業務（以下「委託業務」という。）の委託業者を選定するプロポーザルを次のとおり実施する。

**１．業務概要**

　　（１）業 務 名：山鹿市e-スポーツ推進事業業務委託

　　（２）業務内容：別紙仕様書のとおり

　　　　なお、仕様書における業務内容は、基本的な事項を示したものであり、本プロポーザルで決定した受託者の企画提案により調整するものとする。

　　（３）委託期間：委託契約締結日から令和７年３月１４日（金）まで

**２．委託料**

　　１，０００，０００円を上限とする。

　　（上記金額には、業務において発生する交通費や事務経費等の諸経費、消費税及び地方消費税を含む。また、提案にあたっての目安（上限）となる額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定することとなるため、上記の金額と必ずしも一致しない。）

**３．参加資格等**

（１）本市に、山鹿市物品購入契約等入札参加資格審査申請書を提出し、資格者名簿に登録されている又は参加申込書提出時において、山鹿市物品購入契約等入札参加資格審査申請書を提出していること。なお、審査の結果登録されなかった場合は、失格とする。

（２）山鹿市工事等契約に係る指名停止等の措置要綱（平成１７年山鹿市告示第１２２号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

（３）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しないこと。

（４）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立て及び破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立てをしていないこと。

（５）山鹿市暴力団排除条例（平成２３年山鹿市条例第１９号）第２条第１号に規定する暴力団又は同条第２号に規定する暴力団員でないこと。

**４．質問の受付及び回答**

（１）本プロポーザルに係る説明会は開催しない。プロポーザルに関する質問は、６月５日（水）１７時までに質疑書（様式１）をメールで提出することとし、それ以降は受け付けない。送信後、送信した旨の電話連絡を行うこと。メール送信先、電話連絡先は１２．担当部署（提出・問い合わせ先）のとおり。

（２）質問があった項目については、質問者へメールで回答するほか、山鹿市ホームページに公表する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

**５．参加申込書等の提出**

　（１）提出書類

　　　①プロポーザル参加申込書（様式２）

　　　②会社の概要が分かるもの（パンフレット等）

※山鹿市物品購入契約等入札参加資格者名簿に登録されているか、山鹿市物品購入契約等入札参加資格審査申請書を提出しているか必ず確認を行うこと。

　（２）提出部数

　　　１部

（３）提出期限

令和６年６月１２日（水）１７時まで（提出先、提出場所については、下記１２に記載）

（４）提出方法

窓口提出又は郵送

**６．業務提案企画書等の提出**

（１）提出書類

①業務提案説明書（様式３）

②業務提案企画書（様式自由）

③委託業務実施スケジュール（様式自由）

④参考見積書（様式自由）

⑤類似事業の実績（仕様書があれば提出すること）

　※提出書類は、Ａ４版、両面カラー３０ページ以内とすること。（表紙・見積書はページ数に含まない。）

（２）提出部数

６部（うち正本１部）

（３）提出期限

令和６年６月２１日（金）１７時まで（提出先、提出場所については、下記１２に記載）

（４）提出方法

窓口提出又は郵送

※参加申込書提出日以降に参加を辞退する場合、事前に電話連絡の上、辞退届（様式４）を窓口提出又は郵送すること。

なお、既に提出された企画書等は返却しない。

**７．委託業者の決定方法**

６（１）の提出書類をもとに、別に定める審査要領に基づき書類審査及びプレゼンテーション審査を行い、最も高い評価を得た者を契約候補者に決定する。ただし、審査の結果、一定の基準を満たす提案がない場合は、契約候補者を決定しない。

なお、提案者が３者以下である場合は、１次審査（書類審査）を省略し、２次審査において提出書類及びプレゼンテーション等による審査を実施する。

（１）書類審査の実施

日付：令和６年６月２６日（水）（予定）

場所：山鹿市役所会議室

実施方法：選考は、業務実績、提案内容、提案金額等を、参加事業者の提出する企画提案書等に基づいて書類審査の方法により行い、上位３者程度を選定するものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 分　類 | 評価項目 | 配点 |
| 形式評価 | ・仕様書の内容に沿った提案となっているか。・企画提案の提出書類は分かりやすくできているか。 | １０点 |
| 体制評価 | ・本業務の遂行のために必要な実施体制（対応人数、役割分担、責任　体制等）がとられ、迅速・柔軟な対応ができる体制となっているか。・類似業務の受託実績があるか。 | １０点 |
| 内容評価 | ・提案内容は、創意工夫に溢れ、魅力的で興味を引くようなものか。・提案内容は、実現可能か。実施手順、スケジュールは明確かつ妥当　　か。見積金額は適正か。 | ２０点 |

（４０点満点）

（２）プレゼンテーションの実施

日付：令和６年７月１２日（金）

場所：山鹿市役所会議室

※時間等の詳細については別途連絡とし、上記から変更の可能性あり。

実施方法：１次審査で選定された者を対象に、次の事項について、別に定める審査要領に基づき２次審査（プレゼンテーション）を行い、契約候補者を決定する。ただし、審査の結果、一定の基準を満たす提案がない場合は、契約候補者を決定しない。

なお、１次審査の得点は、２次審査には反映しない。

※参加申込書提出日以降に参加を辞退する場合、辞退届（様式４）を下記提出先へ事前に電話連絡の上、窓口提出又は郵送すること。

なお、既に提出された企画書等は返却しない。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 分　類 | 評価項目 | 配点 |
| 実施体制 | ・本業務遂行に当たり、十分な知識・ノウハウや、類似業務の受託実績があるか。・本業務遂行のために必要な実施体制（対応人数、役割分担、責任体制等）がとられ、迅速・柔軟な対応ができる体制となっているか。 | １５点 |
| 企画内容 | ・提案内容は、創意工夫に溢れ、e-スポーツのニーズとトレンドを踏まえた内容となっているか。・業務目的に沿っているか。・費用対効果が認められるか。 | ３０点 |
| ゲームタイトル | ・自治体事業としてふさわしいゲームタイトルか。・誰もが楽しめるゲームタイトルが候補として挙げられているか。・競技人口が多く、集客が見込めるゲームタイトルと認められるか。・ゲームタイトルの使用許諾手続きに問題はないか。 | １５点 |
| 会場の利便性 | ・会場は、集客性や周遊性のある場所に位置しているか。・会場側も対応可能か。 | １０点 |
| 周知・広報の方法 | ・集客性を高める仕組みがあるか。・広く周知することができ、本市のイメージ想起、交流人口や関係人口の増加に繋がっているか。・周知や広報を行う時期は、効果的で適正か。 | ２０点 |
| 配信方法 | ・配信をスムーズに行うことができるか。・視聴者を飽きさせないための画角等工夫があるか。 | ５点 |
| 独自の工夫等 | ・仕様書以外の追加提案があるか。 | ５点 |

（１００点満点）

**８．失格要件**

次の場合は失格とする。

（１）提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの

（２）本プロポーザルに関する条件・提示事項に違反した場合

（３）企画提案に関して過去の実績等の記載に虚偽があった場合

**９．日程**

|  |  |
| --- | --- |
| 項　目　等 | 期　日　等 |
| 公示（実施要領等の公表） | 令和６年５月２４日（金）※本市ホームページ掲載 |
| 質疑書提出期限 | 令和６年６月５日（水）１７時まで※なお質疑への回答は随時行う。 |
| 参加申込書提出期限 | 令和６年６月１２日（水）１７時まで（必着） |
| 企画書等提出締切 | 令和６年６月２１日（金）１７時まで（必着） |
| １次審査（書類審査） | 令和６年６月２６日（水） |
| 審査結果通知 | 令和６年６月２８日（金）（予定） |
| ２次審査（プレゼンテーション審査） | 令和６年７月１２日（金）（予定） |
| 審査結果通知 | 令和６年７月１６日（火）（予定） |
| 契約締結 | 令和６年７月中旬（予定） |
| 業務開始 | 令和６年７月下旬（予定） |

**１０．契約**

　　受託候補者決定後、契約に係る協議を行い、協議が整った後、契約を締結するものとする。なお、その際には、受託候補者はあらためて見積書を提出するものとする。

**１１．その他留意事項**

（１）提出された企画書等は返却しない。

（２）提出以降における企画書等の追加、差替え及び再提出は認めない。

（３）提出された企画書等は、選定を行う作業に必要な範囲において、本市が複製することがある。

（４）プロポーザルの公正な実施を妨害するおそれがある行為は禁止する。

（５）企画書等の作成、提出等のプロポーザル参加に関する経費は、すべて提案者の負担とする。

（６）提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法等を用いた結果生じた事象にかかる責任は、すべて提案者が負うものとする。

（７）提出された企画書等は山鹿市個人情報保護法施行条例の規定に基づき、非公開とすべき箇所を除き、開示する場合がある。

（８）契約候補者が、必要な契約条件等に合致しない場合、契約を行わないことがある。この場合は、次点者と契約について協議することとする。

（９）山鹿市と契約候補者は委託業務に係る基本仕様書について協議し、本仕様書を作成したうえで委託契約を締結する。なお本仕様書の内容に提案内容が反映されない場合がある。

**１２．担当部署（提出・問い合わせ先）**

〒861-0592　熊本県山鹿市山鹿９８７－３

　　　　　　山鹿市総合戦略課プロジェクト推進係

　　　　　　TEL:0968-43-1112　　FAX:0968-44-0373

　　　　　　Mail:sosen@city.yamaga.kumamoto.jp